

江東区保育士等キャリアアップ補助金交付要綱

平成27年4月1日

27江こ保第2365号

(目的)

第1条 この要綱は、保育士等のキャリアアップに向けた取組に要する費用の一部を施設又は事業を運営する事業者に補助することにより、保育士等の人材確保及び質の高い保育サービスの安定的な供給を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、国又は地方公共団体以外が設置した江東区内（居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業において、江東区に住所を有する児童が当該事業を利用している場合は、東京都内）の次の施設又は事業を運営する事業者とする。ただし、当該施設又は事業を運営する法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等（江東区暴力団排除条例（平成24年3月江東区条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者がいる場合を除く。

(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条第1項の規定により区の確認を受けた次のいずれかの施設

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所（東京都保育士等キャリアアップ補助金交付要綱（平成27年3月16日付26福保子保第2960号）の交付対象施設を除く。以下「認可保育所」という。）

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園（以下単に「認定こども園」という。）

(2) 子ども・子育て支援法第43条第1項の規定により区の確認を受けた次のいずれかの事業

ア 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業（以下単に「家庭的保育事業」という。）

イ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（以下単に

「小規模保育事業」という。)

ウ 児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業（以下単に「居宅訪問型保育事業」という。)

エ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業（以下単に「事業所内保育事業」という。)

(3) 東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年5月7日12福子推第1157号）に規定する認証保育所（東京都認定こども園の認定要件に関する条例（平成18年東京都条例第174号）第3条第1号に規定する幼稚園型認定こども園及び同条第3号に規定する地方裁量型認定こども園を構成する認証保育所を除く。以下同じ。)

(4) 家庭的保育事業等実施要綱（平成22年6月25日22福保子保第437号）別表2の1(1)、(2)又は(6)の規定に基づき実施する家庭的保育事業（以下単に「都家庭的保育事業」という。)

(5) 東京都一時預かり事業・定期利用保育事業実施要綱（平成7年10月23日7福子推第276号）第3の2(2)ウ及びエの規定に基づき実施する定期利用保育事業（以下単に「定期利用保育事業」という。)

(6) 東京都病児保育事業実施要綱（平成21年9月8日21福保子保第375号）第4の1又は2の規定に基づき実施する病児保育事業（以下単に「病児保育事業」という。)

（補助対象事業）

第3条 補助対象事業は、前条に規定する施設又は事業を行う事業所に勤務する保育士等（前条の施設又は事業を行う事業所に勤務する職員のうち、非常勤職員を含み、経営に携わる法人等の役員である職員を除いた者をいう。以下同じ。）の処遇改善事業（以下「補助事業」という。）とする。

（補助対象経費）

第4条 補助対象経費は、次の各号に掲げる補助対象者に応じ、当該各号に定める年度（以下「基準年度」という。）における保育士等の人件費（退職手当を除く賃金改善に要した費用に限る。）とする。ただし、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成2

7年内閣府告示第49号)第1条第18号に規定する処遇改善等加算の賃金改善要件分により賃金改善を行った場合に要した費用を除く。

- (1) 認可保育所及び認定こども園を運営する事業者 子ども・子育て支援法第31条第1項の規定により区の確認を受けた年度の前年度(次号に該当するものを除く。)
- (2) 前号に掲げる補助対象者のうち、当該施設(平成26年度に保育士等処遇改善臨時特例事業の実施について(平成26年5月29日雇児発0529第24号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)による補助を受けた施設に限る。)を平成27年3月31日以前から運営しているもの 平成24年度
- (3) 家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業を運営する事業者 子ども・子育て支援法第43条第1項の規定により区の確認を受けた年度の前年度
- (4) 認証保育所、都家庭的保育事業、定期利用保育事業及び病児保育事業を運営する事業者 新たにこの補助金の交付を受ける年度の前年度

2 前項各号の規定にかかわらず、補助対象者が、平成27年4月1日以後に子ども・子育て支援法第31条第1項若しくは第43条第1項の規定により区の確認を受けた施設若しくは事業を行う事業所又は同日以後に事業を行う事業所を開設した場合の基準年度は、当該確認を受けた又は事業を行う事業所を開設した年度とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象者に応じ、当該各号に定める額と実支出額のうち、いずれか少ない額とし、予算の範囲内で交付する。

- (1) 認可保育所を運営する事業者 別表に定める単価に、同表に定める年齢区分に応じた各月初日の在籍児童数を乗じて得た額の合計額(福祉サービス第三者評価(「東京都における福祉サービス第三者評価(指針)」の改正について(通知)(平成24年9月7日付24福保指指第638号)に規定するものをいう。以下同じ。)の受審及び結果の公表を3年(補助対象期間が属する年度及び直前の過去2年度。以下同じ。)に1回以上実施していない場合は、当該額に0.5を乗じて得た額)

- (2) 認定こども園を運営する事業者 別表に定める単価に、同表に定める年齢区分に応じた各月初日の在籍児童数（子ども・子育て支援法第19条第1項第2号又は第3号に規定する小学校就学前子どもに限る。）を乗じて得た額の合計額（福祉サービス第三者評価の受審及び結果の公表を3年に1回以上実施していない場合は、当該額に0.5を乗じて得た額）
- (3) 認証保育所を運営する事業者 別表に定める単価に、同表に定める年齢区分に応じた各月初日の在籍児童数を乗じて得た額の合計額（福祉サービス第三者評価の受審及び結果の公表を3年に1回以上実施していない場合及び東京都子育て支援員研修事業実施要綱（平成27年5月29日27福保子計第249号）で定める5(2)ア及びイ(イ)のうち「地域保育コース」の「地域型保育」に係る受講の計画を策定し修了させた職員（以下「子育て支援員研修修了者」という。）を1人以上配置していない場合（東京都認証保育所事業実施要綱7(1)ウにより算出した総所要保育従事職員が全て常勤有資格者（保育士である常勤職員をいう。）である場合を除く。）は、当該額に0.5を乗じて得た額）
- (4) 家庭的保育事業、都家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び定期利用保育事業を運営する事業者 別表に定める単価に、同表に定める年齢区分に応じた各月初日の在籍児童数を乗じて得た額の合計額
- (5) 事業所内保育事業を運営する事業者 次のア及びイにより算定した額
- ア 従業員枠の児童
- 別表に定める単価に、同表に定める年齢区分に応じた各月初日の在籍児童数（江東区内に居住する者に限る。）を乗じて得た額の合計額に、100分の84を乗じて得た額
- イ 従業員枠以外（地域枠）の児童
- 別表に定める単価に、同表に定める年齢区分に応じた各月初日の在籍児童数（江東区内に居住する者に限る。）を乗じて得た額の合計額
- (6) 病児保育事業を運営する事業者 別表に定める単価に、定員数を乗じて得た額
- 2 補助金の額は1,000円単位とし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、江東区保育士等キャリアアップ補助金交付申請書（別記第1号様式）に、次の書類を添えて区長に申請するものとする。

- (1) 江東区保育士等キャリアアップ補助金所要額調書（別記第2号様式）
- (2) 江東区保育士等キャリアアップ補助金事業計画書（別記第3号様式）
- (3) 江東区保育士等キャリアアップ補助金キャリアパス要件届出書（別記第4号様式）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、第2条第1号及び第2号に掲げる施設又は事業は、施設型給付費等に係る処遇改善等加算について（平成27年3月31日府政共生第349号・26文科初第1463号・雇児発0331第10号内閣府政策統括官（共生社会政策担当）・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき、区長が別に定める時期までに、江東区保育士等キャリアアップ補助金キャリアパス要件届出書を提出するものとする。

(交付決定)

第7条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるものについては江東区保育士等キャリアアップ補助金交付決定通知書（別記第5号様式）により、不適当と認めるものについては江東区保育士等キャリアアップ補助金交付申請却下通知書（別記第6号様式）により、速やかに申請者に通知する。

2 区長は、前項の交付決定に際し、別記の補助条件を付するものとする。

(取下げ)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を区長に提出するものとする。

(変更等の申請)

第9条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに江東区保育士等キャリアアップ補助金に係る事業変更等承認申請書（別記第7号様式。以下「変更申請書」という。）により区長に申請し、その承認を得なければならない。

(1) 補助事業の内容を著しく変更しようとするとき。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(変更等の承認)

第10条 区長は、変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは江東区保育士等キャリアアップ補助金交付決定変更等承認通知書（別記第8号様式）により、不適当と認めるときは江東区保育士等キャリアアップ補助金交付決定変更等不承認通知書（別記第9号様式）により補助事業者に通知する。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の適正な遂行を期するため、区長が補助事業の進捗状況に係る報告又は帳簿等の提出を求めたときは、適切に対応しなければならない。

(補助事業の完了時期)

第12条 補助事業は、当該年度の3月31日までに完了しなければならない。

(事故報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が前条に規定する完了時期までに完了しないことが見込まれる場合は、速やかにその理由及び遂行の見通し等を書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに江東区保育士等キャリアアップ補助金事業実績報告書（別記第10号様式）に、次の書類を添えて区長に報告しなければならない。

(1) 江東区保育士等キャリアアップ補助金所要額調書

(2) 江東区保育士等キャリアアップ補助金賃金改善実績報告書（別記第11号様式）

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(額の確定)

第15条 区長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該実績報告書の審査及び必要に応じて行う実地調査により、当該報告に係る補助事業の成果がこの交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、江東区保育士等キャリアアップ補助金額確定通知書(別記第12号様式)により、補助事業者に通知する。

(補助金の請求)

第16条 前条の規定により補助金の額の確定を受けた補助事業者は、江東区保育士等キャリアアップ補助金交付請求書(別記第13号様式)により、区長に請求するものとする。

2 区長は、前項の規定により補助金の請求を受けたときは、当該補助事業者に対し、速やかに補助金を支払う。

(是正のための措置)

第17条 区長は、第15条の規定による審査及び実地調査の結果、補助事業の成果がこの交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業につき、これらに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

(交付決定の取消し)

第18条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の目的に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したとき。
- (4) 第2条ただし書に該当するに至ったとき。
- (5) 補助事業を行うことにより、賃金改善を行う給与項目以外の給与水準を低下させたとき(人事評価、勤務実績等を原因とする賞与の場合を除く。)

2 区長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、江東区保育士等キャリアアップ補助金交付決定取消通知書(別記第14号様式)により、補助事業者に通知する。

(補助金の返還)

第19条 区長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金の返還を命じなければならない。

2 前項の規定による補助金の返還に係る違約加算金及び延滞金の取扱いについては、江東区補助金等交付事務規則（平成20年3月江東区規則第24号）に定めるところによる。

(関係書類の整理保存)

第20条 補助事業者は、補助事業に係る収支の事実を明らかにした帳簿を備え、当該収支に係る証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を当該事業が完了した日（事業の中止又は廃止の承認を得た場合にあっては、その承認を得た日）の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、こども未来部長が別に定める。

別記（第7条関係）

キャリアパス要件

次に掲げる全ての要件を満たすこと。

- 1 施設又は事業所職員の職位、職責、職務内容等に応じた勤務条件等の要件（施設又は事業所職員の賃金に関するものを含む。）を定め、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、当該施設又は事業所職員に周知していること。
- 2 前号に掲げる職位、職責、職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）について定め、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、当該施設又は事業所職員に周知していること。
- 3 施設又は事業所職員の職務内容等を踏まえ、施設又は事業所職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び次に掲げる具体的な計画を策定し、当該施設又は事業所職員に周知するとともに、当該計画に係る研修（通常業務中に行う研修を除く。以下同じ。）の実施又は研修の機会を確保していること。
 - (1) 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、施設又は事業所職員の能力評価を行うこと。
 - (2) 幼稚園教諭免許、保育士資格等を取得しようとする者がいる場合は、資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。

別表（第5条関係） 江東区保育士等キャリアアップ補助金単価表（児童1人
当たりの月額）

1 認可保育所

定員区分	認定区分	年齢区分	単価（円）
20人まで	2号	4歳以上児	6,160
		3歳児	6,650
	3号	1、2歳児	10,150
		乳児	15,120
21人から30人まで	2号	4歳以上児	4,480
		3歳児	4,970
	3号	1、2歳児	8,470
		乳児	13,440
31人から40人まで	2号	4歳以上児	3,640
		3歳児	4,130
	3号	1、2歳児	7,630
		乳児	12,600
41人から50人まで	2号	4歳以上児	3,500
		3歳児	3,990
	3号	1、2歳児	7,490
		乳児	12,460
51人から60人まで	2号	4歳以上児	3,080
		3歳児	3,570
	3号	1、2歳児	7,070
		乳児	12,040
61人から70人まで	2号	4歳以上児	2,800
		3歳児	3,290
	3号	1、2歳児	6,790
		乳児	11,760
71人から80人まで	2号	4歳以上児	2,520
		3歳児	3,010

	3号	1、2歳児	6,510
		乳児	11,480
81人から90人まで	2号	4歳以上児	2,380
		3歳児	2,870
	3号	1、2歳児	6,370
		乳児	11,340
91人から100人まで	2号	4歳以上児	2,030
		3歳児	2,520
	3号	1、2歳児	6,020
		乳児	10,990
101人から110人まで	2号	4歳以上児	1,890
		3歳児	2,380
	3号	1、2歳児	5,880
		乳児	10,850
111人から120人まで	2号	4歳以上児	1,820
		3歳児	2,310
	3号	1、2歳児	5,810
		乳児	10,780
121人から130人まで	2号	4歳以上児	1,750
		3歳児	2,240
	3号	1、2歳児	5,740
		乳児	10,710
131人から140人まで	2号	4歳以上児	1,750
		3歳児	2,240
	3号	1、2歳児	5,740
		乳児	10,710
141人から150人まで	2号	4歳以上児	1,680
		3歳児	2,170
	3号	1、2歳児	5,670

		乳児	10,640
151人から160人まで	2号	4歳以上児	1,680
		3歳児	2,170
	3号	1、2歳児	5,670
		乳児	10,640
161人から170人まで	2号	4歳以上児	1,610
		3歳児	2,100
	3号	1、2歳児	5,600
		乳児	10,570
171人以上	2号	4歳以上児	1,610
		3歳児	2,100
	3号	1、2歳児	5,600
		乳児	10,570

2 認証保育所

定員区分	年齢区分	単価（円）
20人まで	4歳以上児	6,160
	3歳児	6,650
	1、2歳児	10,150
	乳児	15,120
21人から30人まで	4歳以上児	4,480
	3歳児	4,970
	1、2歳児	8,470
	乳児	13,440
31人から40人まで	4歳以上児	3,640
	3歳児	4,130
	1、2歳児	7,630
	乳児	12,600
41人から50人まで	4歳以上児	3,500
	3歳児	3,990

	1、2歳児	7,490
	乳児	12,460
51人から60人まで	4歳以上児	3,080
	3歳児	3,570
	1、2歳児	7,070
	乳児	12,040
61人から70人まで	4歳以上児	2,800
	3歳児	3,290
	1、2歳児	6,790
	乳児	11,760
71人から80人まで	4歳以上児	2,520
	3歳児	3,010
	1、2歳児	6,510
	乳児	11,480
81人から90人まで	4歳以上児	2,380
	3歳児	2,870
	1、2歳児	6,370
	乳児	11,340
91人から100人まで	4歳以上児	2,030
	3歳児	2,520
	1、2歳児	6,020
	乳児	10,990
101人から110人まで	4歳以上児	1,890
	3歳児	2,380
	1、2歳児	5,880
	乳児	10,850
111人から120人まで	4歳以上児	1,820
	3歳児	2,310
	1、2歳児	5,810

	乳児	10,780
--	----	--------

3 認定こども園

定員区分	認定区分	年齢区分	単価（円）
10人まで	2号	4歳以上児	15,540
		3歳児	16,030
	3号	1、2歳児	19,530
		乳児	24,500
11人から20人まで	2号	4歳以上児	8,330
		3歳児	8,820
	3号	1、2歳児	12,320
		乳児	17,290
21人から30人まで	2号	4歳以上児	5,950
		3歳児	6,440
	3号	1、2歳児	9,940
		乳児	14,910
31人から40人まで	2号	4歳以上児	4,760
		3歳児	5,250
	3号	1、2歳児	8,750
		乳児	13,720
41人から50人まで	2号	4歳以上児	4,410
		3歳児	4,900
	3号	1、2歳児	8,400
		乳児	13,370
51人から60人まで	2号	4歳以上児	3,780
		3歳児	4,270
	3号	1、2歳児	7,770
		乳児	12,740
61人から70人まで	2号	4歳以上児	3,430
		3歳児	3,920

	3号	1、2歳児	7,420
		乳児	12,390
71人から80人まで	2号	4歳以上児	3,080
		3歳児	3,570
	3号	1、2歳児	7,070
		乳児	12,040
81人から90人まで	2号	4歳以上児	2,870
		3歳児	3,360
	3号	1、2歳児	6,860
		乳児	11,830
91人から100人まで	2号	4歳以上児	2,450
		3歳児	2,940
	3号	1、2歳児	6,440
		乳児	11,410
101人から110人まで	2号	4歳以上児	2,310
		3歳児	2,800
	3号	1、2歳児	6,300
		乳児	11,270
111人から120人まで	2号	4歳以上児	2,240
		3歳児	2,730
	3号	1、2歳児	6,230
		乳児	11,200
121人から130人まで	2号	4歳以上児	2,100
		3歳児	2,590
	3号	1、2歳児	6,090
		乳児	11,060
131人から140人まで	2号	4歳以上児	2,030
		3歳児	2,520
	3号	1、2歳児	6,020

		乳児	10,990
141人から150人まで	2号	4歳以上児	1,960
		3歳児	2,450
	3号	1、2歳児	5,950
		乳児	10,920
151人から160人まで	2号	4歳以上児	1,960
		3歳児	2,450
	3号	1、2歳児	5,950
		乳児	10,920
161人から170人まで	2号	4歳以上児	1,890
		3歳児	2,380
	3号	1、2歳児	5,880
		乳児	10,850
171人以上	2号	4歳以上児	1,820
		3歳児	2,310
	3号	1、2歳児	5,810
		乳児	10,780

4 (1) 家庭的保育事業

認定区分	年齢区分	単価 (円)
3号	乳児、1、2歳児	10,850

(2) 都家庭的保育事業

年齢区分	単価 (円)
乳児、1、2歳児	10,850

5 (1) 小規模保育事業 (A型)

定員区分	認定区分	年齢区分	単価 (円)
6人から12人まで	3号	1、2歳児	10,570
		乳児	15,540
13人から19人まで	3号	1、2歳児	8,470
		乳児	13,440

(2) 小規模保育事業 (B型)

定員区分	認定区分	年齢区分	単価（円）
6人から12人まで	3号	1、2歳児	8,190
		乳児	11,620
13人から19人まで	3号	1、2歳児	6,440
		乳児	9,870

(3) 小規模保育事業（C型）

定員区分	認定区分	年齢区分	単価（円）
6人から10人まで	3号	乳児、1、2歳児	9,940
11人から15人まで	3号	乳児、1、2歳児	9,240

6 居宅訪問型保育事業

認定区分	年齢区分	単価（円）
3号	乳児、1、2歳児	31,850

7 定期利用保育事業

定員区分	年齢区分	単価（円）
20人まで	4歳以上児	4,410
	3歳児	4,900
	1、2歳児	8,400
	乳児	13,370
21人から30人まで	4歳以上児	3,360
	3歳児	3,850
	1、2歳児	7,350
	乳児	12,320
31人から40人まで	4歳以上児	2,800
	3歳児	3,290
	1、2歳児	6,790
	乳児	11,760
41人から50人まで	4歳以上児	2,800
	3歳児	3,290
	1、2歳児	6,790

	乳児	11,760
--	----	--------

8 (1) 事業所内保育事業

(小規模保育事業A型基準適用)

定員区分	認定区分	年齢区分	単価 (円)
5人まで	3号	1、2歳児	18,340
		乳児	23,310
6人から12人まで	3号	1、2歳児	10,570
		乳児	15,540
13人から19人まで	3号	1、2歳児	8,470
		乳児	13,440

(2) 事業所内保育事業

(小規模保育事業B型基準適用)

定員区分	認定区分	年齢区分	単価 (円)
5人まで	3号	1、2歳児	14,910
		乳児	18,340
6人から12人まで	3号	1、2歳児	8,190
		乳児	11,620
13人から19人まで	3号	1、2歳児	6,440
		乳児	9,870

(3) 事業所内保育事業

(定員20人以上)

定員区分	認定区分	年齢区分	単価 (円)
20人から30人まで	3号	1、2歳児	8,470
		乳児	13,440
31人から40人まで	3号	1、2歳児	7,630
		乳児	12,600
41人から50人まで	3号	1、2歳児	7,490
		乳児	12,460
51人から60人まで	3号	1、2歳児	7,070
		乳児	12,040

61人から	3号	1、2歳児	6,790
		乳児	11,760

9 病児保育事業

定員数	単価(円)
2人	20,300
3人	13,500
4人	10,100
5人	11,900
6人	9,900
7人	8,500
8人	9,800
9人	8,700
10人	7,800

備考

- 1 認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業及び定期利用保育事業の定員は、利用定員とする。
- 2 認証保育所の定員は、東京都認証保育所事業実施要綱2(3)に定める定員とする。